

経営理念

経営理念は、当金庫の基本的価値観を明文化し、これを企業としての使命、経営の目的、役職員の行動指針として金庫の内外に表明するものです。全ての役職員が本経営理念の趣旨を深く理解し、実現に向けて行動することを目的として本経営理念を定めています。

経営理念

お客様のために

お客様の喜びを自らの喜びとし、輝く未来を目指してともに歩んでまいります。

地域のために

新たな価値を創出し、地域の創生・活性化に貢献します。

社会的責任 (CSR、SDGs、ESG)

公正かつ健全な経営をおこない、持続可能な社会づくりに寄与します。

役職員のために

変革と挑戦を続け、活力ある組織を目指します。

ユニバーサルバリュー宣言(SDGs行動宣言) 2019.1.21制定

当金庫では、組織全体・あるいは役職員の一人一人が地域の一部、社会の一部、ひいては世界の一部であると考え、世界的課題である「持続可能な社会の実現」「誰一人、取り残さない社会の実現」を目指します。そのために、当金庫はSDGsを経営理念の根幹に位置付け、広く社会課題の解決に取り組むとともに、自らも持続的成長を目指していくことを宣言します。

1. 人を大切にする

働き方改革、ワークライフバランス向上、ダイバーシティ推進等、全ての人が個性と能力を十分に発揮できる働きがいのある職場づくりに努めます。また、金融仲介機能の発揮を通じて、人権保護、社会的弱者支援等の社会的課題の解決に貢献します。

2. 地域を大切にする

地域産業成長へのコミットメント、お取引先企業の付加価値向上、お客さまの豊かな生活の実現等、地域の魅力や価値を創出することで、地域・お取引先・当金庫それぞれの持続的な成長を目指します。また、地域の環境保全や災害対策強化に取り組むことで、住み続けられる街づくりに貢献します。

3. 地域への取組みを通じて世界の課題と向き合う

金融仲介機能の発揮を通じて、地球温暖化防止、生物多様性保全等、世界的な課題の解決に貢献するとともに、地域における具体的な取組みを進めます。

4. 取組みの裾野を広げる

お取引先や金庫役職員におけるSDGsの認知度・理解度の向上に努めるとともに、お取引先のSDGsへの取組みを支援することを通じて、取組みの裾野の拡大を目指します。

経営方針

中期経営計画「バリューイノベーション（価値改革）～期待を超える、その先へ～」概要 (2019年度～2023年度：5カ年)

当金庫は2019年度より、中期経営計画「バリューイノベーション(価値改革)～期待を超える、その先へ～」をスタートいたしました。

カスタマーバリュー(お客さまへの価値)の提供にとどまらず、広く社会課題の解決にチャレンジして、ユニバーサルバリュー(人類共通の普遍的価値=SDGs)の実現を目指します。

ユニバーサルバリュー（人類共通の普遍的価値=SDGs）の実現

「誰一人、取り残さない社会」へ

当金庫は、世界的な課題の解決を目指してSDGsの達成に貢献し、それらを通じて地域と金庫の持続的成長を目指します。

パートナーシップの構築

取引先の取組みを後押し

地域活性化・地方創生
(企業価値向上)

働きがい、生きがいの創出

地域環境保全

圧倒的な

カスタマーバリュー（お客さまと共に創出する価値）の実現

【お客さまの期待を超える価値の提供】⇒【金融業】から【総合サービス業】へ

- お客さまのライフイベントや経営課題にあわせ、金融のみならず様々な角度からサービスをご提供する主体となることを目指します。
- 「期待を超える」価値の提供のため、直接サービスを提供するもののほか、異業種、外部専門家のみなさまと提携・連携し、サービスを提供します。

STEP 2 「価値改革」 の実現

2023年度の経営基本方針

テーマ：価値改革を通じた地域経済・社会の持続的な維持・発展への貢献

中期経営計画の5期目（最終年度）にあたる2023年度は、目標とするビジネスモデル「総合サービス業」の展開を着実なものとしながら、「価値改革」を遂行し次期中期経営計画にバトンをつなぎ、さらには地域と当金庫の5年、10年後を見定め、一層の飛躍を果たす年度と位置づけ、以下の経営基本方針を定めました。

- 顧客との共創価値向上に向けた伴走型支援の深化
 - 総合サービスプラットフォームとしての機能発揮
 - 事業者のお客さまへのソリューション強化
 - 個人のお客さまへのライフプランニングサポート強化
- 将来に向けた礎を築く取組み
 - 地域経済・社会の持続的な維持・発展への貢献
 - DX戦略の着実な実行とコミュニケーション改革
 - 本部業務改革の断行と新本部棟における円滑な業務開始
- 将来に向けた安定的な経営基盤の再構築
 - エンゲージメントの向上と人的資本ポートフォリオ確立
 - 投資効果の最大化と経営資源の再配分
 - コンプライアンスの徹底と経営管理態勢の高度化

2021年度・2022年度に実施した主な施策

これまでの「仕組み改革」の成果を活かしつつ、「価値改革」の実現に向けた取組みを加速させるための施策に取り組みました。

- お客さまとの共創価値向上と新しい顧客体験の創出
 - イノベーションハブ拠点「FUSE」を起点とした新事業展開や創業にかかる支援
 - 多様な業種とのアライアンス強化による付加価値の高いサービスの提供
 - 「夢おいプラス」(アプリ)を通じた様々なサービスの提供
 - 新本部棟、森田支店 (SWEETS BANK)、観塚支店 (山の手プラザ) などの新コンセプト店舗開設
- お客さまとの接点拡大と営業活動の質・量の向上
 - ソリューションの質向上を目的とした新営業店体制の全店開始 (営業店内の係構成の刷新)
 - ビジネスパートナー、パーソナルアドバイザーによる伴走型支援活動の本格稼働
 - 伴走型でのファイナンスを中心とした各種ソリューションメニューの提供
- 価値改革実現に向けた経営基盤の確立
 - 効率的な業務運営と経営資源の再配置を目的とした店舗網の再編 (店舗内店舗化6店舗、母子店化6店舗等)
 - デジタル対応とソリューション機能強化を目的とした本部組織改正
 - 窓口での各種手続き・簡素化に向けたタブレットの全店導入
 - 「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)」提言賛同による気候変動・脱炭素への対応強化

STEP 1 「仕組み改革」 の実現

2019年度・2020年度に実施した主な施策

コロナによる影響を受けられたお客さまへの資金繰り支援を最優先課題としつつ、2019年度からスタートした「仕組み改革」の実現と「価値改革」への挑戦に向けた「礎」とするための施策に取り組みました。

- お客さま本位の営業活動
 - 事業先への迅速な資金繰り支援や本業の支援
 - 事業先伴走型支援100名体制
 - 個人のお客さまへのライフプランニングサポート
 - 個人の相談拠点「夢おいプラザ磐田」の開設
- 新たな価値創出
 - イノベーションハブ拠点「FUSE」の開設・運営開始等、新事業への挑戦
 - 関連会社、外部との連携による商品企画やソリューションメニューの開発
 - 「夢おいプラス」(アプリ)のリニューアル、新機能の追加
 - ビジネスマッチングシステムの導入によるマッチング機能強化
- 将来に向けた経営基盤の確立
 - 効率的な業務運営と経営資源の再配置を目的とした店舗網の再編 (統廃合6店舗 (出張所1含む) 店舗内店舗化8店舗、母子店化10店舗等)
 - 伴走型支援体制の本格稼働に向けた体制構築
 - 融資電子票據システムの導入

金庫概況

概要

(2023年3月31日現在)

金庫名称	正式名称 浜松磐田信用金庫 通称 浜松いわた信用金庫	業容	預金量(譲渡性預金含む) 2兆7,522億円 貸出金量 1兆3,166億円 役員員数：金庫単体 1,677人 ：金庫グループ全体 1,757人
店舗数	営業店 87店舗(うち出張所1) 拠点数 74拠点(うち店舗内店舗13)	関連会社	浜松いわたビジネスサービス株式会社 はましんリース株式会社 浜松いわた信用保証株式会社
店外ATM数	店外ATM 56拠点	海外拠点	バンコク駐在員事務所
営業地区	静岡県 浜松市 磐田市 袋井市 湖西市 掛川市 御前崎市 菊川市 牧之原市 島田市(旧川根町を除く) 周智郡 榛原郡吉田町 愛知県 豊橋市 北設楽郡(旧設楽町を除く)	主要業務	預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、 外国為替業務、社債受託及び登録業務、附帯業務
本店所在地	浜松市中区元城町114番地の1		
設立	1950(昭和25)年4月10日		
出資金	22億86百万円(会員数120,665人)		

営業地区について

信用金庫は、会員制度による協同組織の地域金融機関であり、一定地域内の中小企業や地域住民の方を会員としています。融資対象は会員の方を原則としておりますが、会員以外の方の融資も一定の条件で認められています。一方、預金は会員以外の方でもご利用いただけます。当金庫の営業区域は上記の市町に限定されております。なお信用金庫法による会員資格は、金庫の営業地区内に①住所また

は居所を有する方、②事業所を有する方、③勤労に従事する方、④事業所を有する方の役員及びその信用金庫の役員となっているほか、個人事業者では常時使用する従業員数が300人を超える場合、また法人事業者で常時使用する従業員が300人を超えかつ資本金が9億円を超える場合は会員となれない、など規模による制限があります。

主要な事業の内容

- 1. 預金業務** (1) 預金…当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金、外貨預金等を取り扱っております。
(2) 譲渡性預金…譲渡可能な預金を取り扱っております。
- 2. 貸出業務** (1) 貸付…手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
(2) 手形の割引…商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。
- 3. 有価証券投資業務** 預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- 4. 内国為替業務** 送金為替、振込及び代金取立等を取り扱っております。
- 5. 外国為替業務** 輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。
- 6. 社債受託及び登録業務** 担保付社債信託法による社債の受託、公共債の募集受託及び登録に関する業務を行っております。
- 7. 附帯業務** (1)代理業務 ①日本銀行歳入代理店及び国債代理店業務 ②地方公共団体の公金取扱業務 ③勤労者退職金共済機構等の代理店業務 ④株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社償元利金の支払代理業務 ⑤住宅金融支援機構等の代理貸付業務
(2)保護預り及び貸金庫業務 (3)有価証券の貸付 (4)債務の保証 (5)公共債の引受 (6)国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売 (7)保険商品の窓口販売(保険業法第275条により行う保険募集)
(8)電子債権記録業に係る業務

業績ハイライト

業績

主要な経営指標

(単位：利益千円、残高百万円、比率%)

	2021年度	2022年度
経常収益	30,644,637	31,707,996
経常利益	3,245,237	6,242,844
当期純利益	2,038,499	3,308,903
出資総額	2,315	2,286
出資総口数(千口)	23,153	22,864
純資産額	164,799	139,588
総資産額	3,029,930	2,978,185
預金積金残高 (譲渡性預金含む)	2,703,817	2,752,208
貸出金残高	1,298,441	1,316,674
有価証券残高	1,054,759	1,044,142
単体自己資本比率	13.83%	13.68%

預金積金は、個人預金を中心に堅調に増加し、譲渡性を含む期末残高は前期比**483億91百万円(1.78%)**増加の**2兆7,522億8百万円**となりました。

また、貸出金は、伴走型支援を通じた積極的な案件創出と資金供給により、お客さまの取組みを後押しした結果、期末残高は前期比**182億33百万円(1.40%)**増加の**1兆3,166億74百万円**となりました。

収支については、費用面では市場金利上昇に伴う有価証券売却損の計上や、本部機能集約による固定資産の減損損失の計上等があったものの、収入面で各種ソリューション提供を通じた受入手数料収入が堅調に推移するとともに、貸出先のランクアップによる貸倒引当金繰入額の減少(戻入)や有価証券売却益等の計上により、当期純利益は前期比**12億70百万円(62.32%)**増加の**33億8百万円**と安定的な水準を確保しております。

金融経済環境

2022年度の日本経済は、日米金利差拡大に伴う円安傾向やロシアのウクライナ侵攻等を背景とした原材料・資源価格の高騰が、企業業績や個人消費に幅広く影響しました。年度後半には日銀の金融政策の動向にも注目が集まり、さらに今後の政策運営が金融・経済環境に及ぼす影響にも関心が高まっています。

当地域経済は、ウィズコロナの新しい生活様式の浸透等により個人消費を中心に緩やかな持ち直しの傾向がみられながらも、資源価格高騰や海外景気の悪化、人材不足等の影響により一部業種では収益環境が悪化し、また同業種内であっても商流・製品・サービス等の特徴によって企業間格差が生じる等、全体の景況感は先行き不透明な状況が続いております。

今後の展望と課題

コロナ禍やEVシフトに代表される産業構造の変化以外にも、人口減少・少子高齢化や地域経済の縮小といった構造的な問題、加速度的に進むデジタルシフト、原油高や円安基調による輸入物価の上昇、グローバル戦略の変化等が「大きなうねり」となって地域経済に押し寄せ、地域金融機関としての存在意義や真価が改めて問われています。

このような環境下、2019年度より建設を進めてきた新本部棟は2023年度に竣工し、秋以降に各部門が入居する予定です。

新本部棟を当金庫の「生産性・創発性向上を通じた創出価値の飛躍的向上」のための先導拠点と位置づけるとともに、DX(デジタルトランスフォーメーション)、GX(グリーントランスフォーメーション)といった中長期的な課題に対し、お客さまならびに営業店とともに対応していくための、本部の支援機能の飛躍的な向上を実現してまいります。

さらには2025年の当金庫創立75周年、2030年のSDGs達成に向けて、取引先、地域全体と協働し地域の魅力を高め、持続可能(サステナブル)な社会づくりに一層貢献していく所存です。

格付

浜松いわた信用金庫は株式会社格付投資情報センター(R&I)から
Aの高い格付を取得しております。

格付機関である株式会社格付投資情報センター(R&I)から、2022(令和4)年度も上位ランクに位置する発行体格付『A』を取得。

充実した自己資本・財務の安定性・お客さまへの細やかな対応力などが評価されています。

健全性について

単体自己資本比率

自己資本比率は、金融機関の安全性、健全性を示す基本的な指標です。

2023年3月末の単体自己資本比率は13.68%となり、国内基準である4%を大きく上回る高い水準を維持しております。

$$\text{単体自己資本比率} = \frac{1,780\text{億}91\text{百万円 (自己資本の額)}}{1\text{兆}2,487\text{億}24\text{百万円 (信用リスク・アセット) + 528\text{億円 (オペレーショナル・リスク)}} \times 100 = 13.68\%$$

(単位：百万円)

項目		2023年3月末
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	179,855
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	1,764
自己資本の額	(ハ) = (イ) - (ロ)	178,091
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) = (ホ) + (ヘ)	1,301,525
信用リスク・アセット	(ホ)	1,248,724
オペレーショナル・リスク	(ヘ)	52,800
単体自己資本比率	(ハ) / (ニ) × 100	13.68%

不良債権の現状について

2022年度の開示債権は、前期比71億28百万円減少し796億30百万円となり、総与信に占める割合は5.91%となりました。

この開示債権合計に対する担保・保証等による保全率は85.4%となっております。

今後につきましても、リスク管理態勢を強化し資産の健全性を確保していくとともに、地域金融機関の責務として、お取引先企業の経営指導や経営再建支援等積極的に取り組み、地域の活性化に寄与してまいります。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2021年度	3,782	3,782	1,444	2,337	100.0%	100.0%
	2022年度	2,241	2,241	1,138	1,103	100.0%	100.0%
危険債権	2021年度	76,921	69,206	55,344	13,861	90.0%	64.2%
	2022年度	69,790	62,542	50,801	11,740	89.6%	61.8%
要管理債権	2021年度	6,055	2,512	1,722	789	41.5%	18.2%
	2022年度	7,598	3,201	2,340	861	42.1%	16.4%
三月以上延滞債権	2021年度	-	-	-	-	-	-
	2022年度	5	5	5	-	100.0%	100.0%
貸出条件緩和債権	2021年度	6,055	2,512	1,722	789	41.5%	18.2%
	2022年度	7,593	3,196	2,335	861	42.1%	16.4%
小計(A)	2021年度	86,759	75,500	58,512	16,988	87.0%	60.1%
	2022年度	79,630	67,985	54,280	13,704	85.4%	54.1%
正常債権(B)	2021年度	1,243,170					
	2022年度	1,266,774					
総与信残高(A)+(B)	2021年度	1,329,930					
	2022年度	1,346,405					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。